



地震

水害



2019年台風19号 千曲川破堤対応



2019年台風15号 夜間の災害緊急物資輸送対応



2024年能登半島地震 里山海道復旧対応



2018年西日本豪雨災害 上水復旧対応

# 建設BCPガイドライン

—— 大規模自然災害に備えた建設会社の行動指針 ——

概要版



一般社団法人 **日本建設業連合会**  
JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS



2024年能登半島地震 県道造成



2016年熊本地震 阿蘇大橋現地調査

## 地震

### 建設業のBCPが効果を発揮した 事例1 早期の体制構築と対応の開始

過去の災害では、休日や夜間の発生であっても、早期の参集要否判断及び参集を実現しました。各社のBCPは災害発生時の対策本部立ち上げ基準や参集方法を定めているケースが多く、昨今は、参集方法にリモートツールを取り入れる会社もあります。このような取組みが迅速な応急対応を可能としています。

## 地震

### 建設業のBCPが効果を発揮した 事例2 業界横断での連携スキーム

過去の災害では、協力会社との連携要領や資機材確保等について事前に定めておいたことを活かし、甚大な被害が発生している中でも現地対応が可能となりました。災害時には、国からの要請事項に対して、日建連が会員企業の状況をとりまとめて伝える連携体制も構築されています。

# 建設業のBCPこそが 被災地を支える

— 建設会社に対する社会からの期待

建設会社は、災害対応に深く関わる業界として、災害復旧時に幅広く積極的に活動することを社会から大きく期待されています。公共インフラ・民間企業等の復旧工事といった観点から、BCPの必要性が高いと言えます。

過去の大規模災害時においても、緊急輸送ネットワークの確保など、建設会社が果たした役割は大きく、災害発生直後から建設会社が動かなければ成り立たない局面があります。

迅速な災害復旧活動を実施するためには、建設会社と行政間で情報共有できることが不可欠であり、指揮命令システムの確保や人員・資機材の確保なども欠かせず、建設会社のBCP策定の重要性は年々高まっています。

## BCMとは

事業継続マネジメント (BCM) とは、大地震等の自然災害、感染症のまん延など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、中断しても可能な限り短い期間で復旧させることを目的として取組まれる、経営レベルの戦略的活動です。

## BCPとは

事業継続計画 (BCP) とは、大地震等の不測の事態発生時でも事業継続を実現するために定める計画書です。事業継続のための予算・資源の確保、事前対策、取組みを浸透させるための教育・訓練、文書の点検・継続的な改善といった取組みについて示しています。



2018年西日本豪雨災害 近隣支援対応



2020年熊本豪雨災害 緊急物資輸送対応

## 水害

### 建設業のBCPが効果を発揮した 事例3 地域連携を意識した復旧工事

過去の災害では、決壊した堤防への対応において、被災された周辺住民の方を招いた現場見学会を開催し、堤防に使用する3種混合処理土の強度実験などを実際に見ていただきました。復旧工事への理解や安心感を深めていただきながら工事を進めることを心掛けています。

## 水害

### 建設業のBCPが効果を発揮した 事例4 資機材の迅速な運び込み

過去の災害では、ルート等の確保で苦勞しながらも、水や食料、乾電池を陸路で、携行缶、重油をフェリーによる船便で輸送するなどして、現地に緊急物資を送り込んでいます。よりスムーズな対応を実現するため、平時より創意工夫を凝らした物資輸送に係る訓練が行われています。

災害復旧において、建設業の果たす役割は大きい。  
他業種や地域と共に取組んでいきましょう！

一般社団法人 日本建設業連合会 会長 宮本 洋一

## もくじ

建設業のBCPこそが被災地を支える	01
BCM取組みの意義	03
ガイドライン(第5版)の見直し	04
BCP策定手順—2つのフェーズ 検討フェーズ	05
作成フェーズ	06
BCPの策定 地震編	07
水害編	09
日建連の取組み	11
平時は、防災力向上を支援	
災害時は、被災地を支援	
情報共有の仕組みのアップデート	

BCPは、各社の企業防災力を高め、災害時の経済被害を軽減する効果を発揮します。また、多くの企業がBCPに等しく取組むことで、社会全体の防災力・事業継続力の向上が見込まれます。とりわけ、建設会社は、防災段階から発生後の復旧・復興まで経済・社会活動の早期回復に向けた大きな役割を担っていますので、建設会社のBCPは、自社の業務継続はもちろん、社会全体の復旧に積極的かつ効果的に関与するものと期待されています。こうした観点から、従業員から経営層にいたるまで、それぞれの役割に応じたBCPの理解と、時代とともに変化する災害対応の考え方や最新ツールに合わせたBCPの見直し・アップデートも欠かせないものとなっています。皆さんで地域や社会の防災力・企業継続力の向上に取組んでいきましょう。

# BCM取組みの意義

## 建設業の特徴

災害発生時には、活用できる経営資源が限られる中で対応を迫られることから、一般的に、実施すべき重要業務は慎重に絞り込みが行われます。一方で、建設業においては、災害直後から、施工中現場の被害状況確認・二次災害の防止といった現場対応、行政や地域からの要請に基づく復旧対応、得意先の施工中物件、竣工物件への対応といった、災害時固有の追加業務が発生し、平時以上の業務量を厳しい環境下でこなすことが求められています。



## 建設業におけるBCM取組みの意義

BCPは策定したら終わりではなく、策定には実際に計画が遂行できるかどうかの検証、計画遂行のための事前対策の実施、定期的な訓練や文書の見直しといったBCM活動が重要です。

特に建設業では、BCMの取組みにより以下の状態を目指します。

- 災害発生直後から、従業員等の生命の安全確保や安否確認を速やかに実施できる
- 災害復旧に係る迅速かつ臨機応変な対応により、顧客・取引先との信頼関係を維持できる
- 公共インフラ・民間企業等の復旧工事を通じて、社会的使命を達成できる

経済・社会活動の  
早期回復に貢献！



## ガイドラインをお読みいただきたい方

- 経営層 BCMの重要性を理解し、責任者や担当者の活動をバックアップしていただきたいと思っています。具体的には、ヒト・モノ・カネといったリソースをどの程度BCMに充てるかの判断などがあります。
- BCP責任者 BCMの重要性を理解するとともに、自社の現状や特性を踏まえて、どう優先順位を付けて取組むかの判断に活かしていただきたいと思っています。
- BCP担当者 過去事例や他社の先進的な取組みを参考に、自社の取組みを検討していただきたいと思っています。
- 他業種のみなさま 建設業の特性や取組みを知り、建設業との連携に活かしていただきたいと思っています。

## 経営者に求められること

昨今、BCMの取組みを行うことは企業・組織の経営者の責任とみなされています。経営者は有事だけでなく、平常時にもリーダーシップを発揮することが大切です。なお、建設業においては、様々な企業規模の建設会社が存在するため、その企業規模に応じた取組みの判断が求められます。



# ガイドライン(第5版)の見直し

建設BCPガイドライン第4版(2015年)では、主に首都直下地震を念頭に置いたBCP策定について言及しており、発生が予測可能な風水害等への考え方が十分に盛り込まれていませんでした。

また、ビジネス環境の変化や社会環境の変化に伴い、テレワークの活用、オンラインを活用した意思決定、その際の情報セキュリティの強化といった対応の必要性も高まっています。

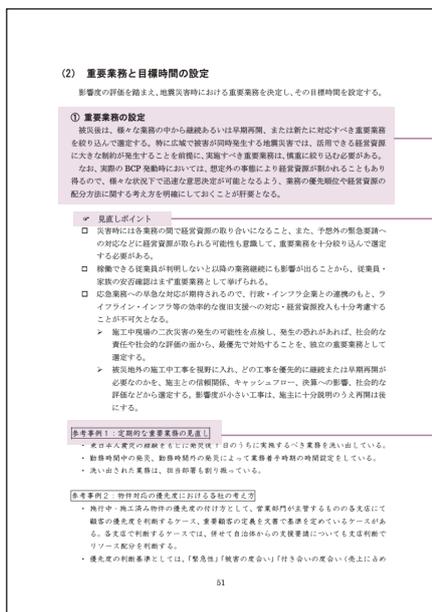
第5版は、内閣府の「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的現象を乗り越えるための戦略と対応—」(2023年3月改訂)等を踏まえながら内容の見直しを行い、新たに第3部(水害編)を追加することで、より時代に即したBCP策定のためのガイドラインに生まれ変わりました。



## ガイドラインを読むとこんなことがわかる

- 建設業特有の「社会からの要請に応える」重要性を踏まえた、BCMの枠組み ▶ 主に第1部(基本編)に反映
- 首都直下地震に加え、津波被害の発生する海溝型地震等、複数タイプの地震への備え ▶ 主に第2部(地震編)に反映
- オンラインツールの活用など新しい取り組み事例
- 発生が予測可能な災害への対応及びBCPにおける追加検討ポイント ▶ 主に第3部(水害編)に反映

その他にも... ● 南海トラフ巨大地震後の後発地震アラートへの対応  
● 水害に対する政府や気象庁など関係機関の考え方や動き



## 改良のポイント

- 第2部地震編では、多くの企業がBCP策定済みであることを踏まえ、「見直しポイント」を整理しています。
- 第3部水害編では、これからBCPの内容を検討する企業も多いことを踏まえ、地震編をベースに「水害編における追加検討ポイント」を整理しています。
- いずれにおいても、先進的な取り組みを行っている企業の「参考事例」を数多く盛り込みました。

# BCP策定手順—2つのフェーズ

事業継続の取組みにおいては、BCPの考え方に沿って内容を考える「検討フェーズ」、検討結果を文書に落とし込む計画書「作成フェーズ」、そして実際の活動に計画の内容を反映させる「適応フェーズ」があります。ガイドラインでは、「検討フェーズ」と「作成フェーズ」にスポットを当て、その詳細について解説しています。

なお、BCPは1度策定して終わりではなく、継続的に「検討フェーズ」と「作成フェーズ」を繰り返して、アップデートしていくことが大切です。

## 1 | 検討フェーズ

BCPにおける「検討フェーズ」には、以下の4つのステップがあります。

### ステップ 1

#### 災害の特定

まずは事業に著しいダメージを与えかねない重大災害を特定してから、具体的な社会全般（公共インフラ等）及び自社のヒトやモノに対する被害想定を行う。

災害には、「突発的に発生する災害」と「予測可能な災害」がある



- この段階で時間をかけすぎない
- 種類の災害を想定したBCPを策定したのみで満足しない
- BCPがひとつできれば、他の災害パターンのBCP策定に活かせる

### ステップ 2

#### 方針の策定・体制の構築

##### 方針づくり

自社の経営方針や事業戦略に照らし合わせ、取引先等や社会からの要請を整理することから始める。経営者はこれらに基づき、自社の事業継続に対する基本方針や事業継続の目的、BCMで達成する目標等を決定する。

##### 体制づくり

BCP策定等を行うため、BCMの責任者及び事務局のメンバーを指名し、関係部門全ての担当者によるプロジェクトチーム等を立ち上げる。

### ステップ 3

#### 分析・検討

ステップ3では、右記の点について分析と検討を行う。

- 事業中断による影響度
- 復旧に必要な経営資源の特定
- 重要業務の決定
- ボトルネックの抽出
- 目標時間の設定

### ステップ 4

#### 事業継続戦略・対策の検討と決定

ステップ4では、経営資源について、以下の検討を行う。

- 想定される被害からどのように防御・軽減・復旧するか
- もし利用・入手できなくなった場合にどのように代わりを確保するか

このページの詳細は  
ガイドライン 17p～  
に記載されています。



生命の  
安全確保

災害対策本部  
立ち上げ

情報発信  
情報共有

電力確保

人員・資機材  
調達



# 2 | 作成フェーズ



- 緊急時の取組みと平時の取組みを分けて文書化すると使いやすい
- 1度作成した計画も定期的な更新が大切

計画書の「作成フェーズ」では、以下の4つの計画書を作成します。

とくに重要

## 計画 1

### 緊急時の対応計画 → いざという時に実施すべき事項



- 緊急時に迅速に確認・実行に移しやすい形でまとめる必要がある
- 分析・検討の過程の詳細については、対応計画の後半部分に記載する

## 計画 2

### 事前対策の実施計画 → 平常時から順次実施すべき事項



- BCP等の策定が終了後も、BCP策定体制を社内教育や訓練を担うチームに発展させるとよい

## 計画 3

### 教育・訓練の実施計画

→ 教育・訓練に関連して定めておくべき事項



- 講義や対応の内容確認・習得、意思決定、実際に体を動かす等、教育・訓練は様々な形態で実施するとよい



## 計画 4

### 維持管理・継続的改善の実施計画

→ 計画書が確実に更新されるために実施すべき事項



- 1度定めた計画文書等を常に有効なものとしておくために、情報が古くならないよう、常に更新を行う
- 担当者任せにせず、更新が確実に行われているかを経営層も定期的に関与して点検する

#### 計画書1のもくじ例

- ①対象とする災害
- ②基本方針と実施体制
- ③重要業務と目標時間
- ④事業継続戦略と緊急時の対応
- ⑤各種対策
- ⑥計画の根拠とした調査・分析・検討

これはあくまで一例です。  
自社の状況にあわせて  
実際に使えるBCPを  
作成しましょう！



このページの詳細は  
ガイドライン 31p~  
に記載されています。

作成した計画書を基に、訓練で検証したり、  
実際の活動を行いましょう!!



ガイドライン(第5版)は、企業の本社が多数所在する首都圏に甚大な被害をもたらすことが予想される「首都直下地震」の最新の被害想定(東京都 令和4年5月発表)を反映させた内容となっています。加えて、「南海トラフ巨大地震」を念頭に、広域災害かつ津波の発生する被害想定についても補足的に取り上げています。



## ポイント.1 安否確認の確実な実施

事業の継続・復旧の大前提は従業員の存在です。災害発生時には安否確認を確実に実施し、安全を確保したうえで対応可能な人員を確認、業務に対して適切に配置することが重要です。また、安否確認システム使用不可時の対応、様々な理由で応答がない従業員等の安否確認方法も事前に定める必要があります。

## ポイント.2 現場対応、復旧の優先度付け

建設会社は発災直後から、施行中現場、得意先への対応、並行してインフラ復旧支援を求められ、超繁忙期になるという特徴があります。経営資源が被害を受けている中で対応を行うには、優先度をつけることが重要です。

そのうえで、各現場の資機材、協力会社含む技術者等の確保が実対応の鍵になります。資機材の調達、協力会社との連携についても積極的な対策が求められます。

## ポイント.3 中枢機能の確保

現場対応や復旧の優先度付けをするにあたっては、指揮を執る中枢機能の確保も重要となります。このためには本社等の対応拠点における電源等のリソース確保の他、被災による拠点の使用不可や従業員等の移動可否を考慮した代替拠点の確保も検討が望ましいです。



## ポイント.4 教育・訓練の実施・工夫

災害発生後の迅速な対応のため、平時から教育・訓練による意識啓発、BCPの有効性検証の実施が重要です。特に建設会社の場合、支店・作業所も巻き込むような訓練の実施が望ましいです。また、すでに継続的に教育・訓練を行っている場合は、陳腐化・形骸化を避ける工夫も求められます。



## 先進企業の対応例



ガイドラインでは、この他にも様々な事例を元に具体的なBCP策定・見直しのポイントが掲載されています。

### 安否確認の確実な実施

多くの建設会社が震度6弱以上で従業員、従業員家族、グループ会社を対象に安否確認を実施しています。一方で、発災場所によって5弱でも実施、施行中事務所は5強で実施等、柔軟な運用も見られます。協力会社についても、対策本部が確認をする、事前に協定を結び災害発生時に安否報告を求める例もあります。

また確実な実施のため、数日たっても安否不明な場合は電話連絡、避難所・病院・警察へ問い合わせる、といった対応も検討されています。システム使用不可に備え、人事データをオフライン保管している例もありました。

なお、多くの会社で震災訓練ともあわせながら、年に複数回の安否確認訓練が行われています。



### 現場対応、復旧の優先度付け

BCPで物件対応に関する優先度を検討し、営業部門主管で支店が判断する、文書で基準を定めるといった例が見られます。

また実際の対応に向けて、資機材、技術者等の確保のための取組みも見られます。例えば、事前にリース会社や運輸会社、協力会社等と協定を締結する、協定先に訓練に参加してもらう、協定がない場合は資機材調達方法を事前に定める、といった例がありました。

### 中枢機能の確保

各社、対策として電力確保を重視しています。先進的な取組み事例では非常用発電機を確保されており、使用についても、給電エリアの限定、燃料確保の事前協定、想定消費電力の事前算出といった工夫が見られます。そのほか、水・食料等の備蓄品の準備もされており、作業所や事務所にも準備している例もありました。

なお対応拠点として、多くが本社と代替拠点(例:遠隔地拠点、本社近郊拠点、寮・社宅)を検討されています。地域を小割にして複数代替拠点を設置した例では、地域単位で対応することでスピーディな初期対応が可能となっていました。代替拠点については、電源等の事前準備、代替拠点での業務代行模擬といった事前対策も打たれています。また現在はリモート参集の採用も増えています。現地に行けずとも業務が実施でき、業務負担の分散ができるといった利点があります。採用企業では、リモート参集者が実施できる業務を事前に想定し訓練に取り入れる、対策本部要員の自宅へ蓄電池を配布する、といった事前対策が見られています。

### 教育・訓練の実施・工夫

継続的に教育訓練を実施されている会社では、例えば以下のような工夫が見られています。こういった工夫は訓練の陳腐化・形骸化防止にも役立ちます。

- 例1 協力会社と連携し、訓練に海上輸送を盛り込む
- 例2 災害時の対応の優先度を決めるにあたって、実際の地震で報告・対応要請のあったデータを活用
- 例3 過去の地震の映像記録の放映、実際の対応例の伝承

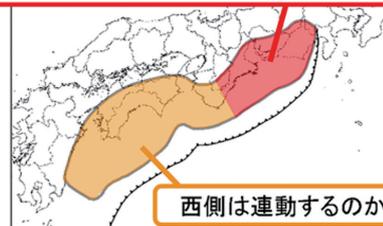


### 参考 | 南海トラフ巨大地震他の後発地震アラート

南海トラフ巨大地震や日本海溝・千島海溝沿いの地震については、後発地震アラート(臨時情報)の発信が想定されています。アラート発信時、特に建設業においては、先発地震による被災地復旧支援でリソースが割かれる中、後発地震に備えた対応(例:作業者の安全確保)が必要となります。なお実施すべき対応は、想定される後発地震被害によって異なります。

建設業では工事のための人員や資機材を供給してくれる協力会社との連携が不可欠なため、後発地震発生時の安全確保や事業継続の対策を、協力会社と一緒に推進する必要があります。

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



西側は連動するの?

引用元:内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】(令和3年5月一部改定)」

# BCPの策定 —水害編—

気候変動の影響により、近年では激甚な水害が頻発するようになりました。突然起こる地震とは違い、水害はある程度事前に予測ができる災害です。よって水害では、災害時の従業員等の外出抑制策等の対応も加味したBCPが必要になってきます。

また、他の予測可能な災害(例:噴火)に応用することもできますので、ぜひ策定しておきましょう。



## ポイント.1 実施体制の構築

地震よりも被害が局所的であることが想定されるため、大企業では各拠点(支店・営業所等)メンバーを中心とした検討体制を考慮します。一方で、中小企業においては、地震編のままの転用でも構いません。

また、対策本部の立ち上げ基準を明確にしておく必要があります。立ち上げ基準としては、気象庁・自治体から発令される警戒レベルと連動させているケースが多いです。なお、対策本部を立ち上げる前段階から、早めに防災気象情報等を分析して、体制準備の時間を確保することが大切です。

## ポイント.2 従業員等の安全確保

災害発生の予兆となる情報を把握した段階から、把握している情報を踏まえて、従業員・協力会社・取引先等に対して、身の安全を確保するための対応を呼びかけます。オフィス・作業所・自宅等のエリアに応じて、移動抑制の指示が必要です。なお、災害発生の恐れが間近に迫っている場合は、垂直避難を促し、むやみに移動させないことが大切です。

水害時は暴風雨、豪雨が伴うことがあるので、対策本部についてもリモート体制を含めての構築が推奨されます。

## 【参考】 災害ごとの建設会社におけるBCPの概念の違い

### ■ 突発的に発生する災害



### ■ 準備対応業務ができる予知可能な災害





# タイムラインの例

※気: 気象に関する警報・注意報  
 河: 河川に関する情報  
 交: 交通に関する情報

想定時間

警戒注意段階

安全確保段階

復旧段階

## 台風予報発表

-72h

## 警戒レベル2

大雨・洪水注意報(気\*)、氾濫注意情報(河\*)、交通機関運行停止予告(交\*)、台風上陸の可能性

-36h

## 警戒レベル3: 高齢者等避難

大雨・洪水警報(気)、氾濫警戒情報(河)

-24h

## 強風域圏内

-12h

## 警戒レベル4: 避難指示

氾濫危険情報(河)、土砂災害警戒情報(気)、交通機関運行停止(交)、暴風域圏内

-6h

## 警戒レベル5: 緊急安全確保

大雨特別警報(気)

-3h

## 氾濫発生情報(河)

災害発生

0

## 各種警報解除(気) 交通機関運行再開(交)

+12h

+72h

### 浸水の恐れのある 本社・支店・作業所等

- 防災気象情報の収集、従業員・関係者への情報共有

- 防災気象情報の収集継続
- 対応方針について共有(一部作業の前倒し・延期等)
- テレワークの推奨

- 工程の見直し(一部作業の前倒し・延期等)
- 事前対策の実施(止水板設置、養生等)

- 作業中止
- 移動抑制(出社/帰宅/出張)の検討、指示

- 避難(危険が差し迫っている場合は垂直避難)

- 避難完了(危険が差し迫っている場合は垂直避難)

- 待機(移動禁止)
- 安否確認

- 被害状況の確認・報告
- 取引先の被害状況の確認

- 復旧状況の確認・報告
- 取引先の復旧状況の確認

### 浸水しない 本社・支店等機能

- 防災気象情報の収集

- 防災気象情報の収集継続
- テレワークの推奨
- 下部組織(作業所等)の状況確認

- 該当エリアに所在する作業所等へ注意喚起、状況確認
- 事前対策の実施(止水板設置等)

- 移動抑制(出社/帰宅/出張)の検討、指示

- 該当エリアに所在する作業所の状況確認
- 移動(出社/帰宅/出張)の制限

- 該当エリアに所在する拠点人員の避難完了確認

- 待機(移動禁止)
- 安否確認

- 自社及び取引先の被害状況の確認・集約
- 該当エリアにおける被害情報収集

- 自社及び取引先の復旧状況の確認・集約
- 該当エリアにおける復旧情報収集

## | 参考 |

### 水害を予想した本社機能確保のための対策例

- 水嚢を購入(本社の周りを囲うことで浸水を防止)
- 水嚢を設置する訓練を年に1回実施
- 河川氾濫の際に地下鉄から水が流入することを想定し、防水扉を設置
- 対策本部を2階に設置
- 浸水時も非常用発電機による72時間の電源を確保
- 備蓄品を2階以上に保管
- 河川氾濫が発生した際は、遠隔拠点に対策本部を移す方針をBCPに記載

BCPの策定 水害編は  
 ガイドライン 105p~  
 に記載されています。





# 日建連の取組み

一般社団法人日本建設業連合会（日建連）は、全国的に総合建設業を営む企業及びそれらを構成員とする建設業者団体が連合し、建設業に係る諸制度をはじめ建設産業における内外にわたる基本的な諸課題の解決等に取り組んでいます。



平時

## 平時は、防災力向上を支援

各種セミナーの開催や建設BCPガイドラインのとりまとめ等により、専門家の助言の取入れや他業界における事例の紹介などを通じて、各社のBCM推進をサポートしています。



有事

## 災害時は、被災地を支援

災害時には、建設業各社は日建連を通じて、国交省や関係機関からの支援要請に応え、応急対応・復旧の実施や被災地への建設資機材・生活物資等の搬送・提供を行います。



西日本豪雨災害 法面崩落対応



平時  
有事

## 情報共有の仕組みのアップデート

日建連災害対策委員会では、災害発生時の各種情報を関係者間でより迅速に共有すべく、2020年度からLine Worksを利用した連絡体制を順次構築しています。Line Worksの運用について更なる改善の要請を受け、2023年7月より、情報共有と体制強化のため1社あたりの登録数を拡大しています。

